

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年7月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの **3件**

厚生年金保険関係 **3件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500036 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500011 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 1 月 19 日から平成 14 年 4 月 30 日まで

A 社に勤務していた時の厚生年金保険の記録がない。請求期間は、同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した労働福祉事業団発行の未払賃金立替払決定・支払通知書における平成 14 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票及び同僚等の回答により、請求者が請求期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社の事業主は、現場労働者のみ厚生年金保険の加入手続を行い、事務職であった請求者の加入手続及び厚生年金保険料の控除については行っていないと陳述しており、同社の厚生年金保険への加入は従業員の業態により取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、A 社が平成 11 年 3 月頃まで業務委託していた社会保険労務士は、当時の資料等はないため、請求者に係る厚生年金保険への加入について確認することができない旨回答している。

さらに、請求者が居住している区の国民健康保険の加入記録により、請求者が平成 6 年 10 月 16 日から平成 14 年 3 月 17 日までの期間に国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、請求者は、平成 14 年 3 月 16 日に B 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500045 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（脱）第 1500001 号

第1 結論

昭和 45 年 9 月 1 日から昭和 52 年 8 月 1 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から昭和 52 年 8 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金が支給された記録になつていてことを知ったが、脱退手当金の請求手続をしたことや受け取った記憶はないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の最終事業所における厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 52 年 10 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者は、請求期間における最終事業所を退職した当時、脱退手当金制度を知らず、請求方法も分からなかった上、同社を退職した直後から実家に帰省して、昭和 52 年 * 月 * 日に出産しているため、請求期間に係る脱退手当金の請求等の事務手続を行うことができる状況ではなかったと陳述しているが、脱退手当金の請求は、制度上、事業主等が代理して行うことが可能なほか、住所地近くの社会保険事務所（当時）や、郵送でも手續が可能である。

さらに、脱退手当金の受給については、住所地近くの金融機関において行うことが可能であり、また、本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、請求者が、実家に出産のために帰省していたことをもって脱退手当金の請求及び受給ができなかつたとまでは言えず、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500003 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（脱）第 1500002 号

第1 結論

昭和 39 年 7 月 10 日から昭和 46 年 7 月 16 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 18 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 39 年 7 月 10 日から昭和 46 年 7 月 16 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金が支給されていることを知った。A 社に勤務していたときに、急に体調を崩し、その後、勤務を続けることができなくなったため、会社を退職することになった。そのような状況で社会保険事務所がどこにあるのかも分からぬのに、私が脱退手当金の請求手続を行ったとは考えられないので、脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の A 社における事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に誤りではなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 11 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者は、A 社を退職した当時は体調を崩しており、脱退手当金の請求手続はできなかつたと主張しているが、当時の脱退手当金の事務処理において、脱退手当金の請求は、郵送及び代理人による手続も可能であった上、脱退手当金の受給についても、住所地近くの金融機関において行うことが可能であり、また、本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、請求者が、同社退職当時に体調不良であったことをもって、脱退手当金の請求及び受給ができなかつたとは言えない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。